

牧之原畠総事業受益地内の 多面的機能支払交付金の活用

～令和6年度の取組内容（改訂版）～

令和6年8月



牧之原畠地総合整備土地改良区

目次

1. 地域の現状や課題
2. 土地改良区の推進方針
3. 多面的機能交付金の概要
4. 多面的機能支払交付金の活用状況
5. 多面的機能支払交付金の活動と効果
6. 広域協定推進のイメージ
7. 広域協定の運営体制構築について
8. 土地改良区が事務を受託する理由とメリット
9. 関係市負担見込みと負担軽減
10. 農業水利施設の長寿命化計画
11. 交付金の活用と広域協定によるメリット
12. 令和6年度の取組とスケジュール



1. 地域の現状や課題

【集落等】

- ・ 高齢化や人口減少 → **集落単位等の様々な活動・機能が維持されなくなる**

○集落機能…農業生産補完（草刈り・用排水・鳥獣害等）

地域資源管理（歴史文化・環境・農地・農業の多面的機能等）

生活扶助（冠婚葬祭・行事・地域自治・生活支援等）

【用水組合・改良区】

- ・ 役員の成り手がいない → **特定の人物が事務処理、用水組合の兼務、負担が集中**
- ・ 荒廃農地の増加、離農により用水を利用しない → **組合費等の未払い、脱退**
- ・ 土地持ち非農家の増加、担い手への集積拡大 → **農地や施設管理の相互扶助意識の低下**
- ・ 相続放棄、所有者不明 → **組合費等の未払い、農地管理困難**

【改良区】

- ・ 用水施設の老朽化、末端施設管理困難 → **施設の継続、適正管理の必要性**
- ・ 農業者の減少 → **水利施設、受益農地の保全管理意識、改良区への協力体制の希薄**

【行政】

- ・ 職員、行政支援の減少 → **支援の限界** → **地域の自立運営の必要性**
- ・ 従来の農業の主産業時代から兼業、非農家の増 → **農業支援体制の強化が必要**

2. 土地改良区の推進方針

「畠地用水組合」はファームポンド以降の施設管理・運用とともに、工区内の用水利用にあたり、農家の意向を反映した水利秩序の調整機能を果たしており、加えて賦課金徴収母体として、土地改良区運営にとって欠かせない農家組織である。

令和6年度運営方針

用水組合の持続的な運営体制を構築するため、未活用の工区・畠地用水組合に対して、体制強化の礎となる「多面的機能支払交付金」の活用を促進していくこととする。

◆対象は、未活用の**153工区**に働きかけを行うこととする。

浜岡地区：14工区 御前崎地区：5工区、榛原地区：30工区、相良地区：45工区

菊川地区：39工区、小笠地区：9工区

島田地区：全工区活用、金谷地区：11工区、掛川地区：全工区活用

◆取組の方向性（県、関係市と協力して取り組む）

全域を対象に周知活動を行うとともに、スピード感を持って効果促進を図るため、未活用工区の**用水組合**を主な構成団体とし、**スケールメリットを生かした広域協定を地区単位(合併前の旧市町)**に設立したい。また、現在のカバー率を考慮し、御前崎市、牧之原市、菊川市を重点的に推進していく。

◆期待される効果

交付金を活用して組合員の負担軽減を図るとともに、**工区の垣根を越え、地区全体で農地、施設等を保全していく体制が構築される**。また、施設の長寿命化対策により一定規模の更新整備が実施可能なため、組合負担の軽減と計画的な長寿命化が図られる。さらに、多面活動組織を母体にして、用水組合の統合も視野に入れることができる。

3. 多面的機能交付金の概要



対象となる農用地

交付金の算定対象となる農用地は以下のとおりです。

農地維持支払及び資源向上支払交付金の算定対象

① 農振農用地区域内の農用地
② 都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地*

* ②については、以下の(a)、(b)、(c)を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県知事が定める要綱基本方針にその考え方を記載することができます。
(a) 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地
(b) 地方自治体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
(c) 多面的機能の発揮を図るために取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

②の詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

多面的機能支払交付金の交付単価 (円/10a)

都府県	①農地維持支払*8	②資源向上支払 (共同*1、2、3)	①と②に取り組む場合	③資源向上支払 (長寿命化*4、5、6)	①、②及び③に取り組む場合*7
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑*9	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830
北海道	①	②*1、2、3	①+②	③*4、5、6	①+②+③*7
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑*9	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

*1 : 農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額になります。
*2 : ②の資源向上支払(共同)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。
*3 : 多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。
*4 : 水路や農道などの施設の補修や更新を実施します。
*5 : 本単価は交付上限額になります。
なお、広域活動組織(P3)の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。
*6 : 広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付上限額は、保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。
*7 : ②及び③に一緒に取り組む地区は、②の単価は0.75を乗じた額になります。
したがって、①、②及び③に一緒に取り組む場合、都道府県・田では合計で9,200円/10aになります。
*8 : 事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用します。
*9 : 畑には樹園地を含みます。

4. 多面的機能支払交付金の活用状況

市	地区	活用工区				未活用工区		受益地内 カバー率	既存活動組織
		工区数	活用面積	受益面積	活用率	工区数	受益面積		
島田市	島田地区	13	510ha	529ha	96%	—	—	96%	湯日美里会、初倉牧之原広域協定
	金谷地区	14	271ha	333ha	81%	11	150ha	56%	金谷広域協定運営委員会、大代下地区用水組合
牧之原市	榛原地区	11	202ha	314ha	64%	30	659ha	21%	勝間上環境保全組合、坂部みどりネットワーク、グリーンネット牧之原、平城グリーン活動組織、
	相良地区	9	109ha	180ha	61%	45	986ha	9%	菅山原27会、東萩間みどりの会、松本みのり会、蛭ヶ谷みのり会、相良1工区のぞみ会、白井坂下14会
掛川市	掛川地区	20	260ha	376ha	69%	—	—	69%	みどりネット東山、日坂美農里会、東山口農地保全の会
菊川市	菊川地区	9	61ha	107ha	57%	39	593ha	9%	上倉沢千框保存会、田野址夢会、吉沢環境委員会
	小笠地区	2	27ha	67ha	40%	9	177ha	11%	川上みどりの里推進委員会、たなくさ農地保全みらいの会
御前崎市	浜岡地区	2	28ha	40ha	70%	14	291ha	12%	あらさわ地区農地保全の会、西原しげんの会
	御前崎地区	2	54ha	72ha	75%	5	168ha	23%	新神子地域環境保全の会
合計		82	1,522ha	2,018ha	75%	153	3,024ha	30%	25組織

5. 多面的機能支払交付金の活動と効果

区分	対象施設	活動内容	交付金対象（負担なし）	多面的活用のメリット	備考
用水組合で今やっていること	水路	点検・機能診断	施設点検、機能診断	用水組合で負担して いた経費の一部を 多面的機能支払交付 金の活動として支払い できる	水路・農地・農 道を同時実施
		災害時点検・対応	大雨後等の施設の損傷確認		
		ファームポンド・排水路	草刈り、泥上げ、ネットフェンスの修繕・取替		
		給水スタンド	ホース・バルブ・水中ポンプ修繕・取替		
		ポンプ設備・建屋	小規模修繕・補修整備		
		管路・給水栓	漏水修繕、小規模修繕		
		スプリンクラー・散水栓	漏水修繕、小規模修繕		
多面的でやれること・やること	農地	点検・機能診断	施設点検、機能診断	農地の保全対策 が実施できる	水路・農地・農 道を同時実施
		災害時点検・対応	大雨後等の農地・法面の崩落等確認		
		農地・法面・排水路	遊休農地保全・法面草刈り、 除礫・法面・鳥獣害防護柵の補修、 雑草対策等		
	農道	点検・機能診断	施設点検、機能診断	農道の保全対策 が実施できる	水路・農地・農 道を同時実施
		災害時点検・対応	大雨後等の農道・路肩・法面の崩落、陥没等確認		
		農道・路肩・法面・排水路	法面草刈り、排水路泥上げ、路面・法面補修、側溝蓋の設置、土側溝のコンクリート化		
	その他	研修	県・改良区等研修会参加 機械取扱い研修、動画による研修	活動に係る必要経費	安全対策・管理技術 の向上
		推進・増進活動	遊休農地の有効活用、鳥獣対策、防災・減災、広報活動等		環境保全が推進される
		農村環境保全活動	景観形成、水質・生態系保全、資源循環、啓発・普及		

※活動の対象としようとする箇所や内容、協定・計画書の規定、地域の実情等によって交付金の対象となるか判断が分かれる場合があるので、活動を決める段階で市役所及び県農林事務所との相談が必要です。 5

6. 広域協定推進のイメージ

広域協定の設立を推進
県・市・土地改良区の連携により

地区単位「広域協定」 事務・会計の取りまとめ

- ・各団体の代表者による「運営委員会」を設置し、意思決定を行う。
- ・事務局に専任者を置いて一括して交付申請、報告などの事務を行う。
- ・活動組織、広域協定の会計経理や活動実績の事務取りまとめを行う。
- ・資材や物品の購入、補修委託の発注を取りまとめて行う。
- ・組織間での活動費の調整、大型機械の共同使用を行う。
- ・農業水利施設等の長寿命化は、老朽化が激しい施設などに予算の重点配分ができる。

交付金の一部を事務経費に充当

既存活動組織

集 落

○○工区・組合
○○工区・組合
○○工区・組合

未活用工区の用水組合

○○工区・組合
○○工区・組合
○○工区・組合
○○工区・組合
○○工区・組合

地域の関係団体

町内会・自治会
婦人会・PTA・消防団
農業協同組合
茶業関係団体
N P O 団体



7. 広域協定の運営体制構築について

重点地区推進方針 = 地区単位の広域組織の設立

牧之原市

牧之原榛原地区広域協定
395ha
概算交付金 20,066千円

牧之原相良地区広域協定
591ha
概算交付金 30,022千円
986ha
概算交付金 50,088千円

御前崎市

牧之原御前崎地区広域協定
101ha
概算交付金 5,130千円

牧之原浜岡地区広域協定
188ha
概算交付金 9,550千円
289ha
概算交付金 14,680千円

菊川市

牧之原菊川地区広域協定
356ha
概算交付金 18,084千円

牧之原小笠地区広域協定
106ha
概算交付金 5,384千円
462ha
概算交付金 23,468千円

面積は未活用工区の受益面積の60%、農地維持+資源向上(共同・長寿命化)単価で試算

広域組織の事務作業を土地改良区へ事務委託(委託費:交付金の10%程度)

◇資源向上(長寿命化)を活用し、補修整備計画で実施予定の一部の水利施設の整備を多面的に実施することとし、長寿命化計画策定の協力と技術指導を土地改良区が行う。

事務委託

◇土地改良区で
専従者3人を雇用
(週3日程度勤務)
各市役所等に駐在



島田市 781ha

島田地区 2活動組織
510ha
金谷地区 2活動組織
271ha

連携

牧之原畠地総合整備土地改良区

連携

掛川市 260ha

掛川地区 3活動組織
A = 260ha

◇島田市・掛川市は既存活動組織により受益地区域の55%以上をカバーしているため、当面は各活動組織との連携を強化し、広域協定導入の意向を確認のうえ推進する。

8. 土地改良区が広域組織の事務を受託する理由とメリット

【理由】

- 農業水利施設の管理運営を行うために規程に基づいて畠地用水組合が設立されており、多面的機能支払交付金の活用が可能であることから、畠地用水組合が広域組織の主な構成団体となり得るため。
- 現在、畠地用水組合は、茶価低迷を主因とする離農、耕作放棄、担い手農家不足等により、組合運営が厳しくなっていることから、農業水利施設の管理や地域・農業資源の維持保全のため、支援が急務となっている。
- 多面的機能支払交付金の資源向上（長寿命化）により、老朽化した農業水利施設の更新整備が可能となることから、土地改良区が広域組織に参加し、農業水利施設の長寿命化を図り、施設の更新整備に伴う技術指導を積極的に行うため。

【メリット】

- 活動組織の事務負担が軽減されることで、農地の健全な維持、施設管理や用水管理等により注力できる。
- 施設の更新整備に伴い、多面的機能支払交付金を活用することで、財政計画で予定している施設の更新整備事業に対する市・地元（用水組合）・改良区の負担が軽減される。
- 当土地改良区が広域組織から有料で事務を受託し、専従者を雇用することで、広域組織の役員にかかる事務負担を軽減する。

9. 関係市負担見込みと負担軽減

想定活用面積は受益面積の60%が活用した場合、交付金は5,080円/10aで算定

市	地区	未活用 受益面積	想定 活用面積	想定 交付金	市負担金 25%	地財活用 市負担4%
島田市	島田地区	—	—	4,572 千円	1,829 千円	183 千円
	金谷地区	150ha	90ha			
牧之原市	榛原地区	659ha	395ha	50,088 千円	12,522 千円	2,003 千円
	相良地区	986ha	591ha			
掛川市	掛川地区	—	—	—	—	—
菊川市	菊川地区	593ha	356ha	23,469 千円	5,867 千円	938 千円
	小笠地区	177ha	106ha			
御前崎市	浜岡地区	291ha	175ha	14,021 千円	3,505 千円	561 千円
	御前崎地区	168ha	101ha			
合 計		3,024ha	1,814ha	92,510 千円	23,723 千円	3,685 千円

交付金にかかる疑問にお答えします



職員が少なく新たな事務負担は難しいです。

回答

多面的機能支払交付金は市町村負担は25%となっていますが、市町村負担分の大部分に対して普通交付税・特別交付税が措置されます。(実質負担は全体の4%)
このため市町村単独で実施するよりも大変有利です。

負担割合(市町村負担25%)

国50%	都県25%	市町村25%
------	-------	--------

実質負担は全体の4%

普通交付税措置 60%	特別交付税措置 24%	その他 16%
----------------	----------------	------------

地方財政措置(普通交付税で6割、残余分の6割を特別交付税措置)



既に中山間直接支払や環境保全型農業直接支払に取り組んでいる地域がありますが、同一地域で多面的機能支払は取り組めますか?

回答

可能です。それぞれの交付対象となる農用地面積に応じた交付金が交付されます。
従来中山間直接支払で実施していた水路や農道の維持管理活動(泥上げ、草刈り)は、面的機能支払交付金を優先的に充てることができるので、個人配分を増やすなどのメリットがあります。
ただし、同一の活動に対し、2つの交付金から支出しないよう留意してください。

10. 農業水利施設の長寿命化計画(多面交付金活用例)

補修整備の県単独事業・団体営事業(ポンプ・モーター、コンプレッサー外)を多面的機能(長寿命化)で実施した場合

用水組合管理施設の補修整備計画(財政計画で補修整備計画を位置付)							多面活用時	
地区	ファームポート	ポンプ設置年度	ポンプ	補修整備事業費	市負担 A	多面では負担無し 組合負担 改良区負担	市負担 B	軽減額 B-A
島田	基 13	H11 ～H18	台 31	千円 78,081	千円 7,556	千円 16,835	千円 9,241	千円 3,123
金谷	25	H1 ～H13	19	37,785	3,294	7,335	4,026	1,511
榛原	40	H5 ～H23	50	120,524	10,177	22,971	12,432	4,821
相良	52	H8 ～H22	56	146,002	13,069	29,102	15,967	5,840
掛川	20	S59 ～H17	32	85,779	11,764	8,807	20,280	3,431
菊川	48	S55 ～H21	26	54,950	6,064	6,070	12,111	2,198
小笠	11	H13 ～H17	6	17,636	2,472	2,478	4,940	705
御前崎	7	H12 ～H17	14	40,366	6,328	4,723	10,177	1,615
浜岡	16	H5 ～H20	51	33,967	4,517	3,642	7,519	1,359
計	232		278	615,090	65,241	101,963	96,693	24,603
								△40,637

*本表は、用水組合管理施設の補修整備計画から工区毎2,000千円程度の工事を抽出し、多面的(長寿命化へ)で実施したと仮定したもので、実際には全て多面的で実施できるとは限りません。

11.多面的機能支払交付金の活用と広域協定によるメリット

【用水組合】

- ・多面的機能支払交付金を活用することで、用水組合運営に係る経費の縮減が図られる。
- ・農地や農業水利施設等の保全を、地域と用水組合が相互に支えあって行う体制と仕組みがつくられる。
- ・農業水利施設の計画的な老朽化対策の実施と用水組合の負担軽減が図られる。

【関係市】

- ・市単独で計上していた農地・農道・水路の修繕や整備に係る予算の軽減が見込まれる。
- ・広域協定は、複数の活動組織に比べ、設立や手続の労力が少なく、連絡系統が集約化され効率的・効果的な指導が可能となる。
- ・農業水利施設の長寿命化対策を県単独事業や団体官で実施した場合と比べ、負担が軽減される。

【土地改良区】

- ・広域協定設立により、土地改良区の運営基盤である受益農地や農業水利施設の保全体制が更に強化される。
- ・農業水利施設の長寿命化対策を県単独事業や団体官事業で実施した場合の「用水組合支援制度」の費用負担と比べ軽減が図られる。
- ・土地改良区が広域協定から事務を有料で受託することで、土地改良区運営に係る財源手当の一部となる。

12.令和6年度の取組とスケジュール

月	会議等	取組内容
4月	運営協議会	水土里茶話会(多面的機能交付金をテーマ)、多面的活用
5月	管理検討委員会・正副理事長会・第1回理事会 工区管理責任者会議	多面的機能支払交付金活用状況と推進方針
6月	関係市担当課との調整	活用推進方法、取組打合せ
7月	関係市担当課との調整	広域協定による推進方法、取組打合せ
8月	正副理事長会・運営協議会・第2回理事会	水土里茶話会及び役員視察研修内容、広域推進方針
9月	水土里茶話会	総代及び組合長に周知、事例報告、広域推進方針説明
10月	管理検討委員会 役員視察研修会	広域協定(地区単位)の設立推進の説明、状況報告 長野県上田市的一般社団法人による広域組織事例
11月	運営協議会 用水組合会議	多面的機能支払交付金活用と広域化の推進状況報告
12月	正副理事長会・第3回理事会	多面的機能支払交付金活用と広域化の推進状況報告
1月	正副理事長会	多面的機能支払交付金活用と広域化の推進状況報告
2月	正副理事長会・運営協議会・第4回理事会	多面的機能支払交付金活用と広域化の推進状況報告
3月	通常総代会	
その他	県庁・農林、関係市との打合せ(隨時) 広域協定設立の打合せ(地区毎隨時)	広域協定の設立へ具体的取組 設立準備、事業計画策定



牧之原畠地総合整備土地改良区

〒427-0047 静岡県島田市中溝町1726-4

TEL:0547-36-8000 FAX:0547-36-0830

Mail: hatasou@midorinet-makinohara.com

URL: <https://midorinet-makinohara.com/>



Facebook



Instagram

@midorinetmakinohara



X (旧 Twitter)

@midorinetmaki



YouTube

@midorinetmakinohara